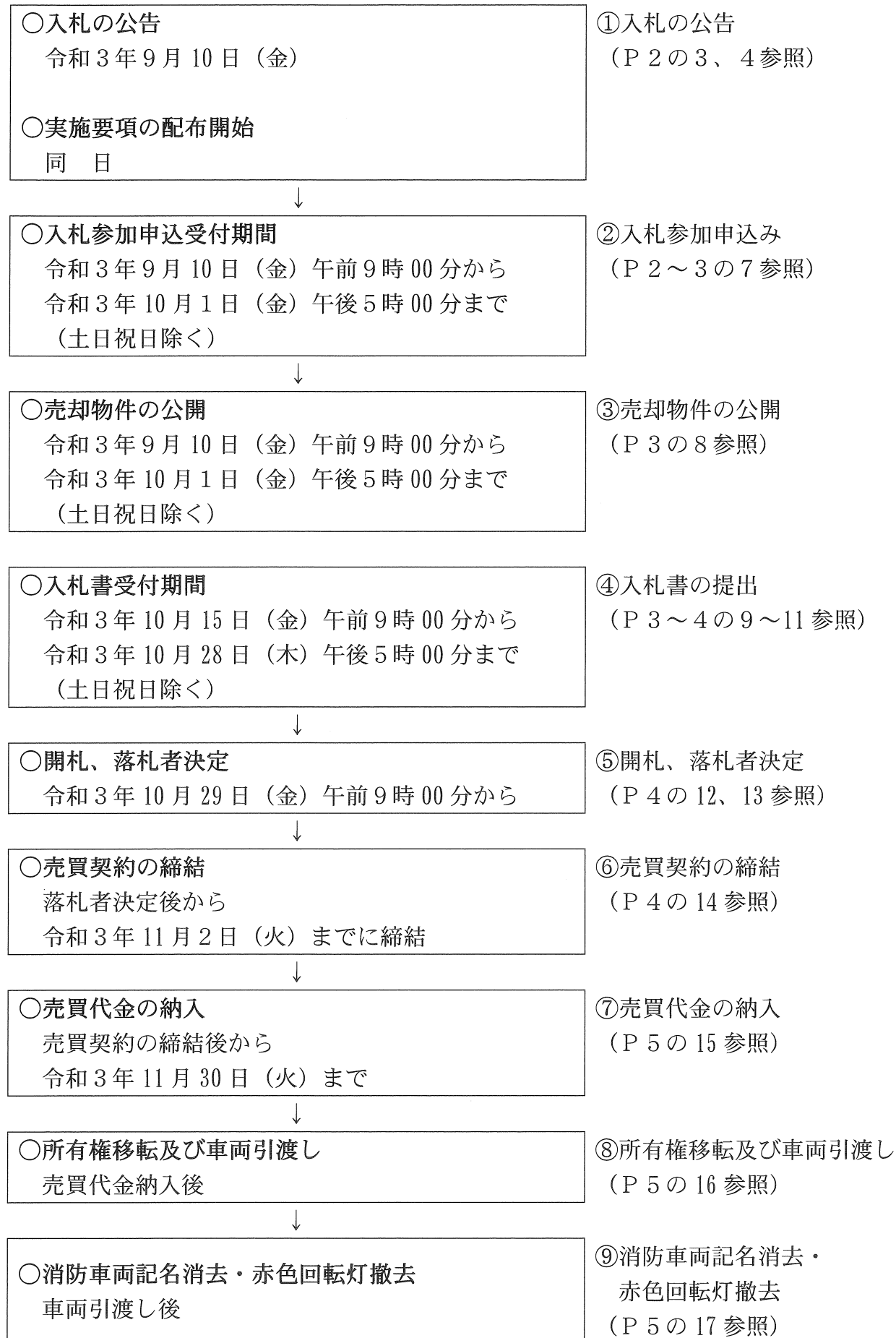


小型動力ポンプ付き水槽車売却に係る
一般競争入札実施要項
(入札説明書)

鹿児島県 東串良町 総務課

小型動力ポンプ付き水槽車売却に係る一般競争入札の概要



小型動力ポンプ付き水槽車売却に係る一般競争入札実施要項

1. 事業名 令和3年度東串良町小型動力ポンプ付き水槽車売却事業
2. 入札に付する物件
別紙1「小型動力ポンプ付き水槽車仕様書」のとおり（以下、「売却物件」という。）
3. 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場 所 東串良町役場 総務課（鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地）
 - (2) 時 間 令和3年9月10日（金）午前9時00分から
 令和3年10月1日（金）午後5時00分まで（土日祝日を除く。）
 - (3) その他 東串良町ホームページからも確認することができます。
 (<http://www.higashikushira.com>)
4. 入札説明書を交付する場所及び期間
3の(1)、(2)及び(3)に同じ
5. 売却条件
 - (1) 入札に参加した者は、売却物件の内容を十分に確認したものとします。
 - (2) 売却物件は、保管場所での現状有姿による引渡しとします。よって、入札に参加するにあたっては、できる限り現物の確認をしてください。
 - (3) 引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないので、使用にあたっては、事前に必要な整備を行ってください。
 - (4) 名義変更等の諸手続きは、落札者が行ってください。
 - (5) 契約、登録等の諸手続き、運搬、引渡しに係る費用は、落札者が負担することとします。
6. 入札に参加する資格
入札には、個人、法人問わず参加できます。
ただし、次に掲げる者は入札に参加することができません。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
 - (3) 入札参加者の住所地又は法人の所在地において市町村税目に滞納のある者
 - (4) 令和3年11月30日（火）までに全額支払いが見込めない者
7. 入札参加申込みについて
 - (1) 入札参加希望者は、次の書類を提出してください。
 - 入札参加申込書（様式第1号）
 - 公的機関が発行する証明書の写し（直近3か月以内のもの）

- ・個人の場合（住民票、運転免許証、保険証、パスポート等）
- ・法人の場合（登記事項全部証明書）

○住所（所在地）のある自治体の納税証明書又はその写し（直近3か月以内のもの）
※令和2年度の市町村税全税目

（2）書類提出期間

○令和3年9月10日（金）午前9時00分から令和3年10月1日（金）午後5時00分までとし、土日祝日を除く。郵送の場合は必着とします。

（3）提出場所

〒893-1693 鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地
東串良町役場 総務課 危機管理係

（4）資格審査

資格を審査のうえ、入札参加が適当と認められた時は、入札参加決定通知書を送付し、入札参加が適当でないと認められた時は、理由を記入して入札参加失格通知書を送付します。

8. 売却物件の公開の場所及び期間

（1）日時 令和3年9月10日（金）午前9時00分から
令和3年10月1日（金）午後5時00分まで（土日祝日を除く。）

見学又は説明が必要な方は、事前に予約が必要です。

○予約、問合せ先 東串良町役場 総務課 危機管理係 0994-63-3131

○売却物件のバッテリーが上がっていますので、エンジンをかけての状況確認を希望される場合は、エンジンスターター等を持参してください。

○試乗、試運転はできません。

○参加の義務はありませんが、入札された方は現品を確認したものとします。

（2）場所 東串良町有機堆肥センター（鹿児島県肝属郡東串良町川西 1841 番地 1）

9. 入札書の提出について

入札書の提出については、次の提出場所へ持参又は郵送による提出とし、別紙「入札書提出の注意事項」に留意してください。

なお、電子メールやFAXによる入札は認めません。

（1）提出場所 東串良町役場 総務課（鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地）

（2）入札期間 令和3年10月15日（金）午前9時00分から

令和3年10月28日（木）午後5時00分まで

※直接持参する場合は土日祝日を除く。郵送の場合は必着とする。

10. 入札保証金に関する事項

東串良町契約規則（昭和56年4月1日東串良町規則第1号）第6条第1項第4号により免除とします。

11. 入札における注意事項

（1）入札書（様式第2号）は、東串良町契約規則（昭和56年4月1日東串良町規則第1号）第13条に基づく、第3号様式その4（その他用）を用いることとし、その

他の様式による入札は認めません。

- (2) 入札金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとし、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。
- (3) 入札金額は、右詰めで算用数字を用いて表示し、頭部に「¥」又は「金」を記入すること。
- (4) 入札書に記載した入札金額は、訂正することができないものとし、入札金額を訂正した入札書は無効とする。
- (5) 入札金額以外の入札書の記載事項の訂正は、訂正印を押してしなければならない。
- (6) 提出された入札書は、差し替え又は取り消しはできません。
- (7) 予定価格未満の入札は無効とします。
- (8) 2 枚以上の入札書が提出された場合は、無効とします。
- (9) 本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について、虚偽の申請を行った者のした入札は無効とします。

12. 開札の日時及び場所

令和 3 年 10 月 29 日（金）午前 9 時 00 分から

東串良町役場 3 階委員会室（鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地）

※必ずしも開札に立ち会いを要するものではありません。

※開札に立ち会いを希望される方はあらかじめご連絡ください。

13. 落札者の決定方法

入札期間終了後、開札を行い有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者とします。

ただし、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

なお、同価格の入札をした者は全てくじを引かなければならず、くじを引かない者があるとき、及び、当該入札をした者が当該入札に立ち会っていないときは、これに代わって入札事務に関係のない東串良町職員にくじを引かせます。

14. 契約に関する事項

(1) 売買契約の締結

落札者は、落札決定の日から令和 3 年 11 月 2 日（5 日以内）までに東串良町が定めた売買契約書により契約を締結してください。

期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効とします。

(2) 契約保証金

東串良町契約規則（昭和 56 年 4 月 1 日東串良町規則第 1 号）第 33 条第 1 項第 5 号により免除とします。

(3) 契約の解除

本実施要項及び契約に定める義務に違反したとき、東串良町が定める一般競争入札に参加するために必要な資格又は契約締結に必要な資格がないことが判明した時は、契約を解除します。

15. 売買代金の納入

契約を締結した者は、東串良町が交付する納入通知書、若しくは、東串良町の指定する口座への銀行振込により、当該契約に係る売買代金を令和3年11月30日までに納入してください。

16. 所有権移転及び車両引渡し

- (1) 売却物件の所有権は、売買代金を納入したときに落札者に移転します。
- (2) 東串良町は、落札者が売買代金を納入した後、売却物件に係る譲渡証明書等の所有権移転登録に必要な書類を落札者に交付します。
- (3) 落札者は、売却物件に係る所有権の移転登録を道路運送車両法第13条に基づき申請してください。

なお、移転登録に要する経費は、落札者の負担とします。

- (4) 落札者は、移転登記後、直ちに東串良町に自動車検査証の写し又は登録事項等証明書の写しを添えて、移転登記登録完了報告書（様式第4号）で報告してください。
- (5) 売却物件の引渡しは、上記（4）の報告があった後、速やかに行うものとし、受領後は速やかに物品受領書（様式第5号）を東串良町に提出してください。
なお、引渡し場所は、東串良町有機堆肥センター（鹿児島県肝属郡東串良町川西1841番地1）とし、引渡しに係る輸送費等は、落札者の負担とします。
- (6) 東串良町は、引渡し後の不具合、故障については一切関与しません。

17. 消防車両記名消去等について

落札者は、売却物件を受領後速やかに、「東串良町消防団」等の東串良町が指定する表示をすべて消去し、また車体に取り付けてある「赤色回転灯」「赤色点滅等」「標識灯」「サイレン」及びこれらを作動させるための「スイッチ類」を取り外し（以下、「赤色回転灯撤去作業」という）、記名消去作業等完了報告書（様式第6号）に、作業前、作業後の写真を添えて東串良町総務課へ提出してください。

ただし、赤色回転灯撤去作業については、自動車検査証の車体の形状において、消防車として落札者が使用する場合に限り、東串良町へ事前に報告することで免除とします。

なお、これらに要する経費は、落札者の負担とします。

18. その他

- (1) 本実施要項に記載のある事項については、熟読し遵守してください。
- (2) 契約手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 都合により入札執行が延期又は中止となる場合があります。
- (4) 入札に係る書類提出を郵送で行う場合、郵便トラブルによる損害等については、東串良町は一切責任を持ちません。
- (5) この要項に定めのない事項に疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとします。
- (6) 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

東串良町役場 総務課 危機管理係

〒893-1693 鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地

電話番号 0994-63-3131（内線：119）

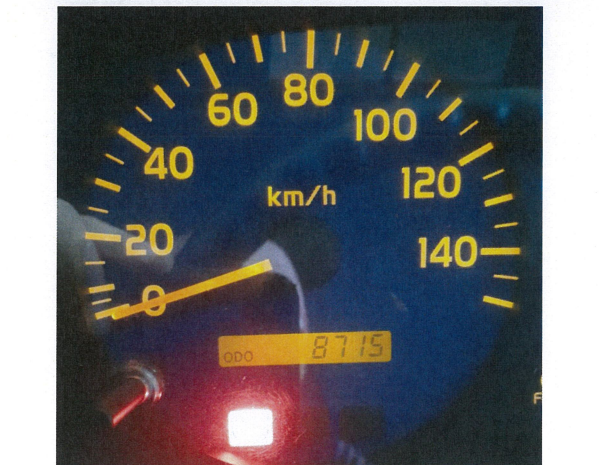
小型動力ポンプ付き水槽車仕様書

仕様内訳

名称	小型動力ポンプ付き水槽車
初年度登録年月	平成 15 年 2 月
走行距離	8, 715 km (令和 3 年 9 月 1 日現在)
HOUR METER	不明
メーカー	日野
車台番号	F E 1 J G E 1 0 0 5 1
型式	K L - F E 1 J G E A
原動機の型式	J 0 8 C
乗車定員	3 人
燃料の種類	軽油
総排気量	7. 96 L
車体寸法	長さ : 683 cm、幅 : 230 cm、高さ : 273 cm
車両重量	5, 880 kg (前前軸重 : 2, 510 kg、後後軸重 : 3, 370 kg)
車両総重量	11, 045 kg
駆動方式	2 WD
車検満了日	令和 4 年 1 月 28 日
艀装メーカー	株式会社モリタ
小型動力ポンプ能力	B - 3
変速装置	M T (マニュアルトランスミッション)
ハンドル	右ハンドル
N O x ・ P M 法	適合
リサイクル料金	別途支払うこと

※施設内の移動等のため、走行距離は増加することがあります。

売却物件の写真



入札書提出の注意事項

入札書を提出する場合、以下に留意のうえ提出すること。

1. 準備するもの

「入札書を入れる封筒」を準備します。

なお、郵送で提出する場合は、「入札書を入れる封筒」と「入札書を入れる封筒を入れて郵送する封筒」の2つの封筒を準備します。

2. 入札書を入れる封筒について

(1) 『入札参加決定通知書の写し』と『入札書（様式第2号）』を封筒に入れ、封筒を閉じたうえ入札書に押印したハンコと同じハンコで割印すること。（下記、割印箇所図を参照すること。）

(2) 封筒の表に、下記2点について記載すること。

- ①『令和3年度東串良町小型動力ポンプ付き水槽車売却事業 入札書在中』
- ②差出人の住所、氏名(法人の場合は商号及び代表者名)

3. 入札書の提出方法について

上段のとおり作成した書類等を、次の場所へ提出すること。

〒893-1693 鹿児島県肝属郡東串良町川西1543番地
東串良町役場 総務課 危機管理係あて

4. 提出（到着）期限について

令和3年10月28日（木）午後5時00分必着とします。

なお、期日までに到着しない場合、いかなる理由があろうと「不参加」扱いとします。

【割印箇所図】

(封筒裏面)



入札参加申込書

令和 年 月 日

東串良町長 あて

《申込者》

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(法人名及代表者名)

電話番号 _____

下記の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申し込みします。

記

1. 入札に付する事業名 令和3年度東串良町小型動力ポンプ付き水槽車売却事業

2. 添付書類

○公的機関が発行する証明書の写し（直近3か月以内のもの）

・個人の場合（住民票、運転免許証、保険証、パスポート等）

・法人の場合（登記事項全部証明書）

○住所(所在地)のある自治体の納税証明書又はその写し（直近3か月以内のもの）

※令和2年度の市町村税全税目

〈注意事項〉

- (1) 共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄には、共有者を代表して入札手続きを行う方の所定事項を記入してください。他の共有者は、委任状（様式第3号）に必要な事項を記入のうえ、上記添付書類を添えて提出してください。
- (2) 法人名義で申し込まれる場合、法人の印鑑は法人の代表者印を使用してください。
- (3) 入札に参加する者及び入札に参加する者を代理する者は、当該入札に参加する他の者を代理することはできません。

(様式第2号)

入 札 書

									円
事業名	令和3年度東串良町小型動力ポンプ付き水槽車売却事業								
事業場所	鹿児島県肝属郡東串良町 地内								

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

東串良町長
(契約担当者) 宮 原 順 殿

住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

注 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

令和 年 月 日 上記入札金額の100分の110に相当する金額で

落札決定通知

印

(様式第3号)

委任状

令和 年 月 日

東串良町長あて

《申込人》

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(法人名及代表者名)

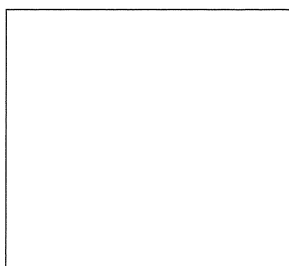
※法人名義の場合は、印鑑登録のある印（法人名義の場合は代表者印）を使用してください。

私は、次の者をもって代理人と定め、下記物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人住所 _____

代理人氏名 _____

代理人使用印



記

事業名 令和3年度東串良町小型動力ポンプ付き水槽車売却事業

(様式第4号)

移転登録完了報告書

令和 年 月 日

東串良町長 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和 年 月 日付けで売買契約を締結した東串良町公用車（物品名：小型動力ポンプ付き水槽車）について、移転登録が完了しましたので、関係書類を添付のうえ報告します。

(様式第 5 号)

物品受領書

令和 年 月 日

東串良町長 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和 年 月 日付けで売買契約を締結した東串良町公用車（物品名：小型動力
ポンプ付き水槽車）を受領しました。

(様式第 6 号)

記名消去等作業完了報告書

令和 年 月 日

東串良町長 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和 年 月 日付けで売買契約を締結した東串良町公用車（物品名：小型動力ポンプ付き水槽車）の記名消去等の作業が完了しましたので、写真を添付のうえ報告します。

公用車売買契約書

売却者 甲 鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地
東串良町長 宮原 順

買取者 乙

令和 3 年度東串良町小型動力ポンプ付き水槽車売却事業に係る物品売払について、甲乙との間に、次のとおり売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

(売買)

第 2 条 甲は、その所有する次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を譲渡し、乙はこれを買受けるものとする。

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 物 件 名 | 小型動力ポンプ付き水槽車 |
| (2) 仕 様 | 型 式 KL-FE1JGEA |
| | 車台番号 FE1JGE100051 |
| | 車両番号 鹿児島 800 は 517 |
| (3) 数 量 | 1 台 |

(売買代金)

第 3 条 前条の売買における売買代金は、一金 円とする。

(契約保証金)

第 4 条 契約保証金は、東串良町契約規則（昭和 56 年 4 月 1 日東串良町規則第 1 号）第 33 条第 1 項第 5 号の規定により免除とする。

(売買代金の支払い及び遅延利息)

第 5 条 乙は、売買代金を甲が発行する納入通知書、若しくは、東串良町の指定する口座への銀行振込により、令和 3 年 11 月 30 日までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により、売買代金を前項の納入期限までに甲に支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、売買代金につき年 2.5 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を甲に支払うものとする。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権移転の時期は、第3条の売買代金を完納した時とする。

(名義変更)

第7条 売買物件の名義変更手続きは、第3条の売買代金を完納した後、乙が、乙の住所を管轄する運輸支局に申請を行うものとする。

2 乙は、第3条の売買代金を完納したときは、遅滞なく名義変更の手続きを行うものとする。

3 名義変更手続きに要する登録手数料、自動車取得税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 売買物件の引渡しは、名義変更手続き完了後に行う。

2 引渡しに係る運搬費用は、乙の負担とする。

(消防車両記名消去等)

第9条 乙は、売買物件を受領後速やかに、「東串良町消防団」等の甲が指定する表示をすべて消去し、また車体に取り付けてある「赤色回転灯」「赤色点滅等」「標識灯」「サイレン」及びこれらを作動させるための「スイッチ類」の取り外しを行うものとする。

2 前項に規定する消防車両記名消去等に要する経費は、乙の負担とする。

(危険負担)

第10条 乙は、本契約締結のときから売買物件の引渡しของときまでにおいて売買物件が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、本契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵があることを発見しても売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(禁止用途)

第12条 乙は、売買物件の利用に関し、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供してはならない。

(紛争の処理)

第13条 本契約締結後、売買物件に関し紛争が生じたときは、乙は紛争の処理をし、甲に対し一切迷惑を及ぼしてはならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

- 第 15 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。
ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った遅延利息及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

- 第 16 条 乙は、甲が第 14 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが、適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときで甲が請求したときは、その損害賠償として契約解除の時価による減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第 1 項ただし書の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、前項の規定する損害以外の損害を甲に与えているときで甲が請求したときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買物件の名義を乙の負担において甲に回復しなければならない。

(損害賠償)

- 第 17 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

- 第 18 条 甲は、売買代金を返還する場合において、乙が遅延利息又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と当該遅延利息等の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

- 第 19 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

- 第 20 条 本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、東串良町の関係条例及び規則等によるほか、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

- 第 21 条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所として使用する東串良町役場の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地

東串良町長 宮原 順 印

(乙)

印